

『登山の法律学』

溝手康史著

当会のメンバーは何らかの山岳保険に加入している筈で、リーダーの立場に立つ事の多い者は別途、個人賠償保険にも入っている事と思う。山行中に事故がありリーダーの責任を問われた時に備えての事であるが、本書は山岳事故で引率者の刑事責任が認められたケースは極めて稀で、そうピリピリと神経質にならなくてもいいと記す。

かつて、登山界に衝撃を与えた朝日新聞本多勝一記者が糾弾し裁判沙汰になった五つのケース*や、最近のトムラウシ遭難事故のケースが記憶に新しい所から、もしもの場合を想定すると神経質にならざるを得ないのだが、実際には法的責任が認められたケースは微々たるもので、弁護士である著者自身、そういう事例を扱った事はないらしい。

しかし、たとえわずかでも裁判でリーダーの法的責任が認められてしまうと、関係者は萎縮してしまうし、登山者はリーダーなんかやってられるかとなるに違いない。

まず冒頭、登山は、安全管理の可能な都会を離れてわざわざ危険な山岳地帯に入り込む行為であり「危険な事を了解した上であえて行う」という登山の特性から「あらかじめ了解した危険の範囲内では自己責任」であり、社会人山岳会のような仲間同士の山行では「自分の命は自分で守る」のが原則だと述べる。

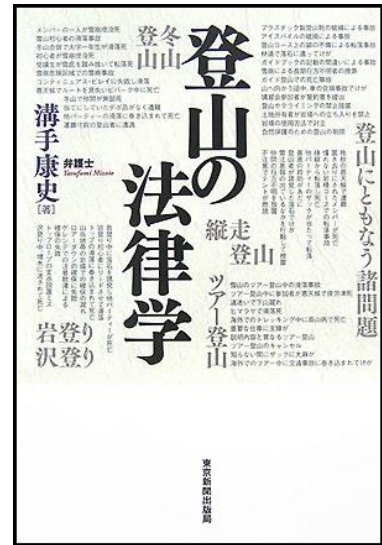
但し、自己責任の原則にも例外はあり、まったくの初心者をいきなり厳冬の北アルプスへ引率し、岩稜や雪壁を登らせて事故を起こした場合、リーダーは初心者の保護者的地位を引き受けていると考えられるので、リーダーに安全配慮義務（又は安全を確保すべき注意義務）を問われる事もあるという。まあそれは常識的にも極く当然の事であり、そんな無茶をする者はそもそもリーダーなどやってはいけないのである。

本書は弁護士の立場から仲間同士の登山、ツアー登山、学校登山、ガイド登山、登山講習会等さまざまな登山形態に応じて、どのような法的責任が問題になるか分かり易く記述されており、参考になる事が多いので、リーダーだけでなく登山を愛好する皆さんにも一読される事をお勧めする。

著者は1955年生まれ、弁護士。広島山岳会に属し、天山山脈のハンテングリ（7010m）やポベータ峰（7439m）登頂等国内外で幅広い山歴を持つ現役の山ヤである。

2007年7月「東京新聞出版局」刊 1900円

(AKA)



*五つのケース：本多勝一著「リーダーは何をしていたか」（1997年・朝日新聞社）にて問題にした事故は、①都立航空高専・中央ア・将棋頭山（1977年3月）、②静岡体育文化協会・八ヶ岳（1978年4月）、③逗子開成高校・八方尾根（1980年12月）、④関西大倉高校・八ヶ岳（1982年4月）、⑤ガイド登山・前穂北尾根（1988年11月）の5件でいずれも原告側の勝訴となっている。